

2024 年度 学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 2 月 26 日策定

令和 6 年 4 月 10 日 改訂

和泉市立緑ヶ丘小学校

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけ、さらには生命にも及びうる重大な問題である。また、いじめは全ての児童に関係し、いつ、どこでも起こりうる問題であることから、学校の内外を問わず家庭・地域とも連携して、その防止にあたらなければならない。

本校では、全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じていく。また、そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等が特定の児童生徒等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものを含む。）であって、当該児童生徒等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるものをいう。（いじめ対策推進基本法より）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（文部科学省平成 18 年度間の調査より）

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、保健主事、生活指導担当、支援教育コーディネーター、各学年主任、養護教諭

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ 未然防止の推進
- ウ いじめやいじめが疑われる行為の対応
- エ 年間計画の進捗状況の確認
- オ 教職員の共通理解と意識啓発の促進
- カ 取り組みの検証
- キ 基本方針の見直し

4 年間計画

月	取り組み	内 容	担 当
4月	教員研修	基本方針および年間計画の共有・確認	いじめ防止対策委員会
5月	学年集会「いじめについて」 家庭訪問		生活指導部会 学級担任
6月	1学期いじめアンケート (2～6年生)		生活指導部会
7月	個人懇談会 いじめ防止対策委員会（上旬）	事例検証・進捗状況の確認	学級担任
8月	教員研修	いじめ対応など	生活指導部会
9月			
10月	2学期いじめアンケート(全学年)		生活指導部会
11月	5・6年生 スマホ教室 個人懇談会	携帯・スマートフォンの使い方教室	学級担任
12月	いじめ防止対策委員会（上旬）	事例検証・進捗状況の確認	
1月			
2月	3学期いじめアンケート (全学年)	事例・取り組みの検証	生活指導部会
3月	いじめ防止対策委員会（上旬）	基本方針の見直し 次年度計画の策定	

※未然防止の取り組みは、年間を通して行う。

※いじめやいじめが疑われる行為が確認されたと同時にいじめ防止対策委員会は情報の収集など対応にあたり、ケース会議を開いて今後の指導のあり方を決めていく。

5 計画の進捗状況の把握と検証（P D C A）

毎学期末頃に委員会を開き、対応がうまくいかなかったケースなどの事例検証・年間計画の進捗状況の確認を行う。見直しが必要な項目が認められた場合は、時期に関わらず必要に応じて計画や基本方針の見直しなどを行う。

第2章 未然防止

1 基本的な考え

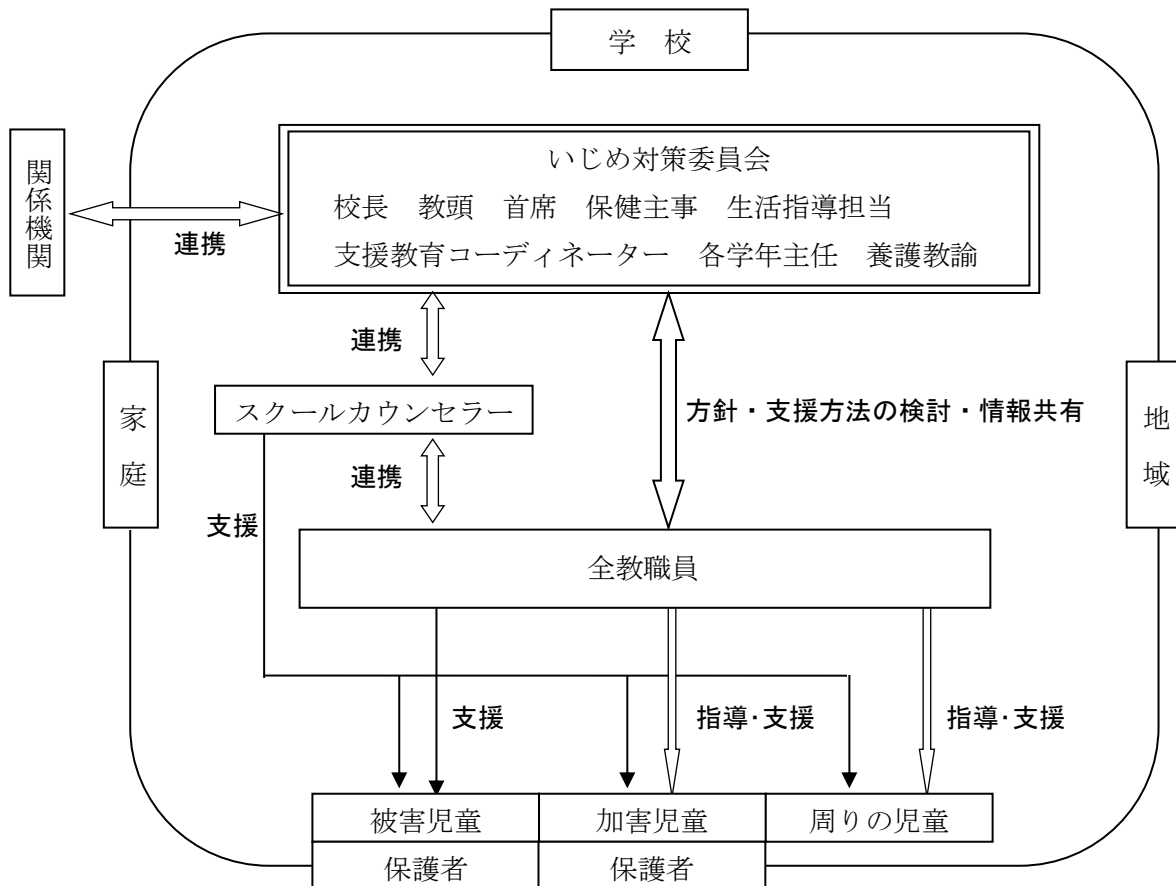
(1) いじめの未然防止についての基本的な考え

いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童一人ひとりが前向きに、主体的に過ごせる環境づくりとお互いを認め合い、高め合おうとする集団づくりを行う。

- 意欲・関心を活かした授業づくり
- 集団生活を活かしたコミュニケーション能力と規範意識の育成
- 人権意識にもとづく教職員の言動

(2) いじめの未然防止に向けた体制



※関係機関

和泉市教育委員会（学校教育室・教育センター） 和泉市子育て支援室 医療機関
 スクールソーシャルワーカー 和泉警察署 等

2 未然防止のための取り組み

(1) 学校の取り組み

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめ対策委員会の設置
- ウ いじめ防止の取り組みについての年間計画立案
- エ 年間計画の確実な実施と定期的な点検
- オ スクールカウンセラーなど関係機関・専門機関との連携
- カ 生活・いじめアンケートの実施・実態把握（いじめ防止の取り組みとして）

(2) 教職員に対しての取り組み

ア いじめ問題についての認識

「いじめは絶対に許さない」という共通意識を持ち、毅然とした態度で指導にあたる。また、いじめが起きる要因には、教師の指導力が大きく含まれていることを認識し、その責任を自覚する。

イ 研修

一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと児童に受け止められ、加害側の行為をエスカレートさせたり、被害側に教職員に相談することをためらわせたりしかねない。

また、一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねない。これらのことから、すべての教職員が、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向かえるようになることが重要である。

知識面・未然防止・早期発見・具体的な取り組み・事例を通じた対応などについて、定期的に研修を行う。

ウ 授業・学級づくり

日々の授業や行事を改善する中でいじめが生まれにくい風土を作りだすことを全職員が認識し、授業や行事の中で、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくる（"居場所づくり"を進める）ことで、いじめ発生のリスクを抑える。

(3) 児童に対しての取り組み

ア いじめに向かわない態度や能力の育成

日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、いじめに向かわない態度や能力を育てていく。

- トラブルが起きることも含めて集団というものを受け入れられる。
- トラブルを回避するため自分はどうすべきか考えることができる。

イ 自己有用感や自己肯定感の育成

主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童生徒全員が感じとれる場や機会を大切に、つくっていく。

- 集団内の他者から認められる喜びに気づくことができる。
- 自ら進んで他者や集団に貢献することが誇りに思える。

ウ コミュニケーション能力の育成

自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- お互いの言動や感情を理解しあえる。
- 互いの気持ちを伝えあうことができる。

エ 情報モラル教育

パソコンや携帯電話、スマートフォンや SNS などの利便性とともな危険性についての理解を深め、適切に活用できるようにする。そのため、教師による情報モラル教育の充実を図るとともに、和泉警察署や和泉市消費者センターから講師派遣を受けるなど関連機関と連携を深めていく。(1学期の早い段階で非行防止教室と同じように携帯・スマートフォンの使い方についての教室を開くか、生活指導担当が中心となって携帯・スマートフォンの使用に関する啓発資料を配付する。)

内容については、ICT 指導員との情報モラルにおけるティーム・ティーチング授業など児童の実態と発達段階を十分に踏まえ、計画的に行う。

- 情報に関する自他の権利を尊重して責任ある行動を取る態度。
- 情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解し、それらを守ろうとする態度。
- 情報社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識や態度
- 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための対策・対応についての知識。

第3章 早期発見

1 基本的な考え

(1) 児童の行動観察

いじめは大人の目につきにくいところで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、いじめはないかとの疑いを持って行動観察にあたる。

また、ささいな兆候を見逃さないために、日頃から児童をしっかりと見守り、信頼関係の構築に努める。

(2) 教職員間の連携

教職員は、日頃から多くの児童とふれあい、アンテナを高く保つことに努める。行動の変化や兆候を察知した時は、速やかに全教職員で観察・支援にあたるよう情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための取り組み

(1) アンケート

アンケートは、被害者や加害者を特定することが目的ではなく、教師の気づいていないいじめがどの程度に起きているのかを把握するための補助的な手段であるという認識のもとに実施する。

また、児童だけでなく教師、保護者についても「いじめのサイン発見シート」などを活用し注意喚起、未然防止、早期発見へとつなげていく。

実施後は、結果を全教職員で共有し、必要な方策について検討を行い、適切に実施していくようにする。

(2) 家庭・地域との連携

いじめは学校の内外を問わずに起こりうる問題であることから、家庭・地域との連携は必要不可欠となる。個人面談や家庭訪問、学校・地域行事の機会を活用するなど、日頃から連絡を密に取り合い、児童を社会全体で見守る体制といじめについての共通理解を図るようにする。

(3) 教育相談

いじめ対策委員会、スクールカウンセラー、市の教育相談窓口など、いじめに関して相談できる組織・機関の存在や取り組み内容を周知することで、家庭や地域の声を漏らすことなく収集し、その支援へとつなげていく。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。なお、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分配慮して対応を行う。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) 初期対応

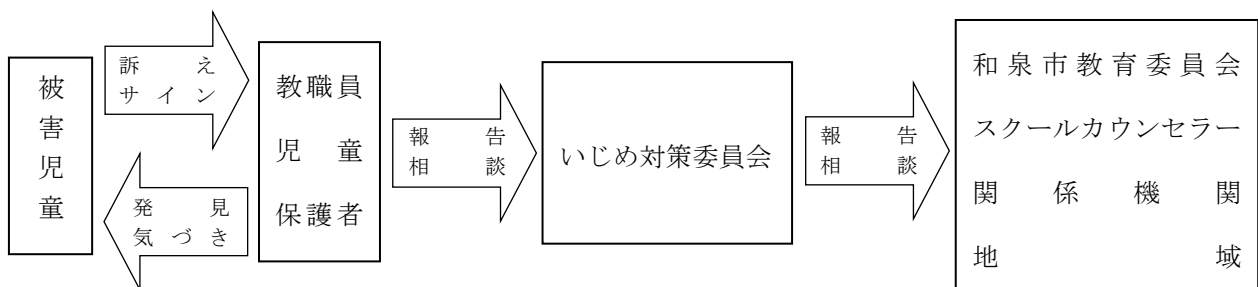
いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

(2) 事実確認と情報の共有

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。

その後は、いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

事実確認の結果は、校長が責任を持って和泉市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。



(3) 組織的対応

事実確認後、いじめ防止対策委員会が中心となり、状況に応じた対応を検討し、学校全体の問題として教職員全体で取り組む。

(4) 所轄警察署との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときや、生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 対応の流れ

児童の問題行動の発生時には、そのレベルをⅠ～Ⅴの5段階に分けて学校として必要な対応をとる。なお、問題行動の重篤度に応じた学校の対応については、あらかじめ児童・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求める。

5つのレベル

レベルⅠ	<p>言葉によるからかい、無視、攻撃的な言動（荒っぽい言葉遣い、乱暴な振る舞い、LINEなどのSNSへの悪口の書き込み等）、無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髪違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用 等</p> <p>※同様の行為を2回繰り返す場合、レベルⅡの対応を行うこととする。</p>
レベルⅡ	<p>仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動、軽微な賭け事、軽微な授業妨害、軽微な器物損壊（落書きを含む）、授業をさぼって校内でたむろ</p> <p>※いじめは、「力の不均衡」「繰り返される行動」「意図的な行動」「不公平な影響」という要素を 総合的に見て、レベルを判断する。</p> <p>※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合</p> <p>※同様の行為を2回繰り返す場合、レベルⅢの対応を行うこととする。</p>
レベルⅢ	<p>暴言・誹謗中傷行為（「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等態様が悪質で被害が大きいもの。）、脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）、暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力に当たらないもの）、喫煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭け事、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等</p> <p>※その他、教育的見地からレベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合</p> <p>※同様の行為を繰り返す場合、レベルⅣの対応を行うこととする。</p>
レベルⅣ	<p>重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為等</p> <p>※その他、教育的見地からレベルⅣとして指導するのが適切と判断される場合</p> <p>※被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護、加害児童への教育的指導という見地から必要がある と判断した場合、出席停止を活用する。</p> <p>※同様の行為を繰り返す場合、レベルⅤの対応を行うこととする。</p>
レベルⅤ	<p>極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為(態様・被害の程度・背景事情を考慮する)、凶器・火器の所持、放火・強制わいせつ・強盗（未遂を含む）等</p> <p>※その他教育的見地からレベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合。</p>

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) 事実関係の報告

家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を報告する。その際、いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えできるだけ不安を除去するよう努める。

(2) 人的支援

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。また、状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

(3) 安心してすごせる環境の確保

安心して登校・学習・その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(4) 継続的な支援

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 事実確認と組織的対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめ防止対策委員会が中心となり状況に応じた対応を検討し、いじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。また、状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

(2) 指導

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(3) 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) 全体に対して

いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(2) 傍観者（見て見ない振りをする）に対して

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

(3) 観衆（はやしたてたり、おもしろがって見ている）に対して

はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) 事実関係の確認

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。

その後は、いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って和泉市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

(2) 拡大の防止

ネット上のいじめは、特定の人間関係に留まらず不特定多数の者が閲覧する危険性もある。被害の拡大を避けるため、書き込み等を行った児童やプロバイダに対して削除を求めるなど必要な措置を速やかにとる。なお、必要に応じて「大阪の子どもを守るネットワーク」を活用し、関係機関と連携を図り、協力を求める。

(3) 再発防止に向けた取組み

ア 学級指導、学年指導、情報関係の授業や道徳の授業を中心として、他人の痛みを知る教育を充実させる。

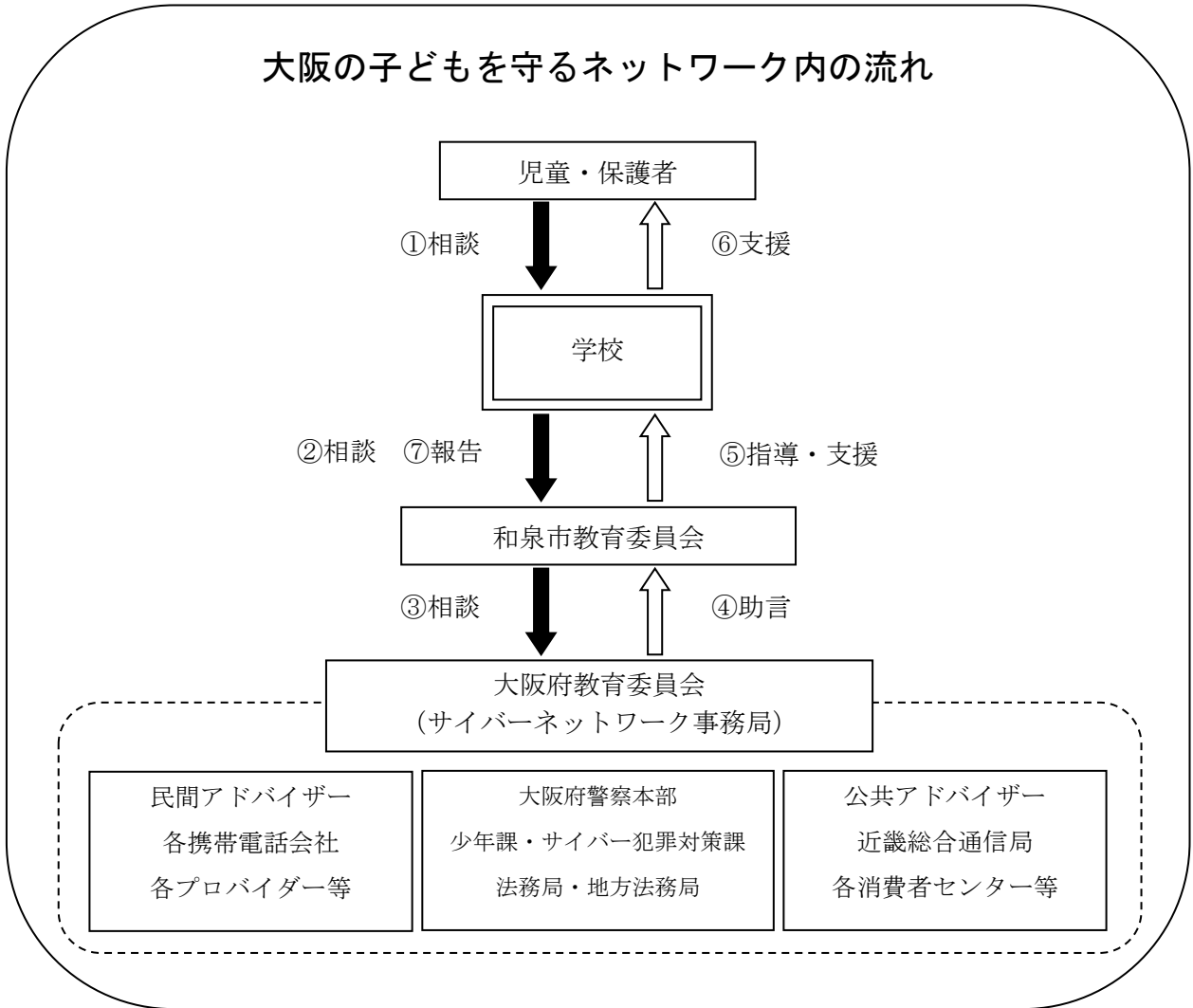
ネット上においてどのような行為が犯罪になるのか啓発する。また、自分の気持ちは直接伝えるように指導する。

イ 学級便り、学年通信やホームページ等を活用して保護者に対しても啓発活動を行う。

家庭内では「うれしい」「かなしい」等の気持ちを表現する会話を日頃から交わす協力を求める。また、地域、PTA活動等と連携し携帯・スマートフォンに関する教室等を開催する。

(4)「大阪の子どもを守るネットワーク」の活用

「ネット上のいじめ」や有害サイトへのアクセスによる被害等の未然防止や早期解決のために、大阪府教育委員会・市町村教育委員会・大阪府警察本部等が連携し対応する「大阪の子どもを守るネットワーク」を活用する。



※活用にあたっては、まず、和泉市教育委員会に相談をする。相談を受けた和泉市教育委員会は大阪府教育委員会と連携し、事案の内容に応じて各関係機関に連絡し、学校につなぐ。

第5章 その他

1 改訂

- (1) 本方針に基づいて対応・行動をとる中で想定に収まらない事象や追加が必要な項目が見出された時は、速やかに問題点を検証し改訂を行う。
- (2) 改訂は、いじめ防止対策委員会を中心として行う。
- (3) 改訂に際しては、改訂案を事前に全職員で検討し共通理解を十分に図った上で更新する。

2 いじめの疑いがある、または断定された場合

いじめの疑いがある、またはいじめと断定された場合は、別添の「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」に基づいた対応を行う。

一人ひとりのこどものサイン チェックリスト 【教師用】

- 声をかけるとびくっとする。
- イライラして反抗的になったり、攻撃的になったりしている。
- 声をかけると返事がない。口数が少なくなった。
- 欠席・遅刻・早退が増えた。
- ケガや傷が大きくなった。
- 先生を避けるようになった。
- 職員室や保健室の周りをうろうろしている。
- 物を紛失することが多くなった。持ち物に落書きがある。
- 刃物など危険なものを持つ。

学級のこどものサイン チェックリスト 【教師用】

- 休み時間に固定化した少人数のグループに分かれることがある。
- 学校の行き帰りや休み時間などにいつも一人で過ごしている子がいる。
- 班活動や集団行動のときなどに一人でいる。
- 特定の子どもたちが学級の失敗や校則違反に敏感に反応する。
- 度をすぎたふざけやからかうような笑いがある。
- ニックネームやあだ名が偏って使用されている。
- 子どもどうしの会話で、言葉がきつくなっている。
- 持ち物に流行が見られたり、持ち物の自慢をしたりする子どもが増えている。
- まじめに取り組むことを冷やかすような雰囲気が生まれている。
- 授業中にあまり手を上げない子どもが増えた。
- 学校のルールを守らない雰囲気ができている。
- 教職員に距離を置く子どもが増えた。

家庭でのサイン チェックリスト【教師用】

①ちょっと気になる段階

- 元気がなく、イライラしている。
- 朝晩のあいさつや、話をしなくなった。
- 持ち物をよくなっていく。
- 食欲がなくなっている。
- 家族に乱暴な態度をとる。
- 帰ってくると服に不自然な汚れがある。
- 頻繁にお金をねだる。
- 友達からの電話に対して暗い雰囲気話している。
- 急に学校の成績が下がる。

②対応が必要と思われる段階

- 教科書やノートに本人の筆跡ではない落書きがある。
- 悪口の書かれた手紙がある。
- 家のお金がなくなっている。
- 身体に不自然な傷やあざがある。
- 友達からたびたび呼び出され、嫌そうに外出する。
- 買った覚えのない物を持っている。
- 夜に寝られなかったり、うなされている。
- 友達が急に遊びに来なくなり、ひとりぼっちのことが増えた。
- 学校に行きたがらない。
- 衣服に破れや靴のあとがある。
- たびたび持ち物がなくなったり、壊れたりしている。

大阪府教育委員会 平成 19 年 8 月 「いじめ対応プログラムⅡ」より引用